

# 大和大学白鳳短期大学部学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、国際的な視野に立ち、広い教養と深い専門の学術文化、及び保育、幼児児童教育、看護、理学療法、作業療法に関する専門的な学芸を研究、教授し、豊かな見識を備えた、社会の要請に応え得る人材の育成に寄与することを目的とする。

2 本学総合人間学科は、教育の目的を豊かな人間性とグローバルな視野、高いコミュニケーション能力を備え、かつ高い専門的知識を有する人材の養成におくものとする。

3 本学総合人間学科に設置する各専攻における人材の養成に関する目的は次の通りとする。

#### 一 削除

二 こども教育専攻は、保育・教育の充実を求める社会のニーズに応え、未来の社会を支える尊い職業に携わる使命感、責任感、そして愛情を持った良質な保育者・教育者の育成を教育研究上の目的とする。

三 看護学専攻は、豊かな人格と広範な視野をもって看護学の発展に寄与でき、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を持った看護師の育成を教育研究上の目的とする。

四 リハビリテーション学理学療法学専攻及びリハビリテーション学作業療法学専攻は、リハビリテーションを必要とする人の側に立ち、対象者の人権・価値観を尊重しながら機能回復に必要なリハビリテーションの知識・技術・態度を身につけたセラピストの育成を教育研究上の目的とする。

### (自己評価)

第2条 教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関する規程は、別に定める。

## 第2章 学科の組織、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその定員は、次のとおりとする。

総合人間学科	こども教育専攻	入学定員 100名	収容定員 200名
	看護学専攻	入学定員 100名	収容定員 300名
	リハビリテーション学理学療法学専攻	入学定員 40名	収容定員 120名
	リハビリテーション学作業療法学専攻	入学定員 30名	収容定員 90名

(修業年限)

第4条 本学のこども教育専攻は、修業年限は2年とし、看護学専攻、リハビリテーション学理学療法学専攻及びリハビリテーション学作業療法学専攻は、修業年限は3年とし、1年間の授業日数は、30週にわたることを原則とする。

第5条 在学期間は、こども教育専攻は、通算4年を超えてはならない。また、看護学専攻、リハビリテーション学理学療法学専攻及びリハビリテーション学作業療法学専攻は、通算6年を超えてはならない。ただし、休学期間は在学年数に数えない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日を次のように定める。ただし、第四号、五号、六号の期間は毎年度定める。

なお、必要ある場合は臨時休業を行い、また休業期間中授業を行うことがある。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- 二 土曜日、日曜日
- 三 創立記念日
- 四 春季休業
- 五 夏季休業
- 六 冬季休業

### 第4章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第9条 入学は前期及び後期の始めから1ヶ月以内とする。

(入学の資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外であっても、これに相当する12年の学校教育を修了した者を含む)
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育

施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により、文部科学大臣の行う大学入試資格検定に合格した者

七 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において、認められた者

第10条の2 日本国籍を有しない者で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学入学を志願する者があるときは、その資格、能力等を審査選考の上、外国人留学生として入学を許可する。(以下外国人留学生と呼ぶ)

2 外国人留学生について必要な規程は、別に定める。

(入学の志願手続き)

第10条の3 本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び検定料を添え、所定の期日までに学長に願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第10条の4 入学者の選抜は、学力試験、その他の方法による。

2 選抜方法についての規程は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第10条の5 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 特別の事情によって入学料の納入が困難な者に対しては、その者の願出により入学料の全額又は一部を免除することがある。

3 前項の入学料の免除及びそれに伴う徴収の猶予については、別に定める。

第10条の6 学長は、前条の規定により入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、本学の定めるところにより、宣誓しなければならない。

(再入学及び転入学)

第11条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。この願出及び選考に関する規程は別に定める。

## 第5章 休学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第12条 疾病又はその他の事由によって、引き続き2ヶ月以上修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命じることができる。

第13条 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由のあるときには、許可を得てさらに引き続き1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の事由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。

(留学)

第14条 外国の大学に留学を志願する学生は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の留学期間は、第38条に定める所定の期間に算入するものとする。

(退学及び転学)

第15条 本学を退学しようとする者、及び転学又は他の大学・短期大学等の入学試験に応じようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、大学協議会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第5条または第44条に規定する在学年限を超え、卒業資格を取得できない者
- 二 第13条に規定する休学期間を超え、卒業資格を取得できない者
- 三 授業料の納入を催促してもなお納入しない者
- 四 死亡又は長期にわたって行方不明の者
- 五 外国人留学生で在留資格を喪失した者

2 除籍された者の再入学は認めない。

第17条 休学、留学、転学、退学及び除籍の手続きについての規程は、これを別に定める。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第18条 操行、学業ともに優秀で、本学における模範的な学生に対して、学長は大学協議会の議を経て表彰を行うことができる。

(懲戒)

第19条 学生としての本分に悖る行為があった者は、大学協議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 学業成績不良で、成業の見込みがないと認められる者
- 二 性行不良で改善の見込みがない者
- 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きについての規定は、これを別に定める。

## 第7章 検定料、入学料及び授業料

(納入金)

第20条 入学検定料、入学料及び授業料等の納入金については、別に定める。

第21条 授業料は、年額の2分の1に相当する額を、次の日限までにそれぞれ納めなければならない。

4月末日、10月末日

2 前項の規定にもかかわらず、本人の申し出により前期に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期に係る授業料も併せて納めることができる。

3 新入生の授業料については、本人の申し出により前期又は前期及び後期に係る授業料は第1項の規定にかかわらず、入学を許可するときに納めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、経済的理由によって同項の納入期限までに授業料の納入が困難である場合には、別に定めるところにより、月割分割を許可することがある。この場合には年額の12分の1に相当する額をその月の末日までに納めなければならない。

第22条 休学期間中の在籍料については別途定める。

第23条 年度の途中において、本学学生が海外留学した場合、その期の授業料を徴収する。

2 年度途中において転学、休学、退学及び除籍の者についても、その期の授業料を徴収する。

3 停学期間中の授業料は徴収する。

第24条 特別な事情によって授業料の納入が困難な者に対しては、その年度の授業料の徴収を一定期間猶予することがある。

2 前項で決められた授業料の免除又は徴収の猶予については、別に定める規程による。

第25条 外国人留学生、研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

第26条 特別聴講学生の検定料及び入学料は徴収しない。ただし、授業料は、聴講生及び科目等履修生と同額を徴収する。

第27条 既に納められた授業料、入学料及び検定料はいかなる理由があっても返還しない。

第28条 次の各号の一に該当する者は、大学協議会の議を経て、学長が入学を許可した日に遡及して入学許可を取り消す。

一 第10条の5第2項の規定により、入学料の免除を申請して不許可になった者又は一部免除に伴い徴収の猶予が許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しない者

二 入学年度初回の授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

第29条 学業優秀で、模範的な学生として認められる者に対して、授業料等の一部を免除することがある。

## 第8章 教育課程の構成

(教育課程)

第30条 本学は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、国際化・情報化時代に対応できる人材育成を旨とする教育目標の実現を目指し、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
- 3 教育課程は、各授業科目を基礎教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目の3つの科目群に分け、これを各年次に配当して構成するものとする。
- 4 本学の学科において開設する授業科目及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別表第1のとおりとする。

第31条 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第32条 削除

## 第9章 履修の方法と単位の認定

(履修の方法、単位の計算及び単位の認定)

第33条 授業科目の履修は単位制とし、学生は履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学長に届け出て、その承認を得なければならない。なお、履修の方法については別に定める。

- 2 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
  - 一 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1 単位とする。
  - 二 実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1 単位とする。
- 3 履修科目の単位認定は、総授業時数の3分の2以上の出席を原則とし、筆記、口述、論文又は実技による試験に合格した者に対し、平素の学修状況を加味したうえで、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第34条 授業科目の単位認定試験は、開講期間に応じて各学期末に行うことを原則とする。

- 2 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。
- 3 第2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合に所定の単位を与える。
- 4 各専攻の履修基準は、別表のとおりとし、履修規程及び卒業論文規程は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第35条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本

学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の短期大学又は大学へ留学する場合に準用する。

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学(本学以外の短期大学)又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により履修したとみなす単位数と合わせて、15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学(本学以外の短期大学)又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準〔昭和31年文部省令第28号〕第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により単位を修得したものとみなし、又は、与える場合は、その単位数は、編入学、転入学を除き本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第38条 本学のこども教育専攻に2年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者、看護学専攻に3年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者、リハビリテーション学理学療法学専攻またはリハビリテーション学作業療法学専攻に3年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に対して、大学協議会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対し、本学学位規程の定めるところにより卒業証書及び短期大学士の学位を授与する。

3 こども教育専攻において、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところにより、幼稚園教諭2種免許状、小学校教諭2種免許状を取得しようとする者は、別表に指定する単位を修得しなければならない。

4 こども教育専攻において、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の規定により、保育士の資格を取得しようとする者は、別表に指定する単位を修得しなければならない。

5 看護学専攻においては、看護師国家試験の受験資格を得ようとする者は、第38条の1に定める単位を修得しなければならない。

6 リハビリテーション学理学療法学専攻及びリハビリテーション学作業療法学専攻においては、

理学療法士国家試験または作業療法士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第38条の1に定める単位を修得しなければならない。

第39条 在学年数には他の短期大学又は大学における在学年数を通算することができる。

## 第11章 教職員組織

(教職員)

第40条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、必要に応じて、副学長、専攻長などの職を置くことができる。

(教職員の職務)

第41条 職員の職務については、別に定める。

## 第12章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第42条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、学長、副学長、専攻長、部長及び学長が必要と認めた専任職員等によって構成する。

3 大学協議会は学長が招集し、その議長となる。学長が議長を務めることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 大学協議会は、次の事項について審議し、学長が最終決定する。

- 一 大学運営、将来計画に関する事項
- 二 学則、諸規程等の制定改廃に関する事項
- 三 専攻等編成、学生定員に関する事項
- 四 人事に関する事項
- 五 学生募集、入学試験に関する事項
- 六 教育課程に関する事項
- 七 学生の入学、卒業、課程の修了及び在籍に関する事項
- 八 学位授与に関する事項
- 九 教育研究に関する事項
- 十 学生の補導・賞罰に関する事項
- 十一 自己点検・評価に関する事項
- 十二 その他、重要事項

(教授会)

第42条の2 本学に教授会を置く。

2 教授会は、本学の専任教員をもって構成する。

3 教授会は次の事項を協議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- 二 学位授与に関する事項
- 三 教育研究に関する事項

### 第13章 専攻科

(専攻科、目的及び学生定員)

第43条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学の学科における教育の基礎の上に精深な程度において保健医療に関する最新の知識及び技術を教授し、その研究を指導し、広く国民の健康の維持増進に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。
- 3 本学において設置する専攻科及びその定員は、次のとおりとする。

地域看護学専攻科	入学定員 40 名	収容定員 40 名
助産学専攻科	入学定員 40 名	収容定員 40 名
リハビリテーション学専攻科		
言語聴覚学課程	入学定員 20 名	収容定員 20 名
理学療法学課程	入学定員 10 名	収容定員 10 名
作業療法学課程	入学定員 10 名	収容定員 10 名

(修業年限、在学年限及び入学の時期)

第44条 専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 専攻科の在学年限は、2年を超えてはならない。
- 3 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第45条 専攻科に入学することのできる者は、各専攻について次の者とする。

(地域看護学専攻科)

看護師国家資格を有する者で次の各号の一に該当する者。

- 一 短期大学の看護関係学科(3年制)を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における15年の課程(最終の課程が看護に関するものに限る)を修了した者
- 三 専修学校の専門課程を卒業した者(大学編入学を認められた3年制の看護系の学科を卒業した者に限る)
- 四 その他本学において上の一に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(助産学専攻科)

看護師国家資格を有する者で次の各号の一に該当する者。

- 一 短期大学の看護関係学科(3年制)を卒業した者

二 外国において、学校教育における15年の課程(最終の課程が看護に関するものに限る)を修了した者

三 専修学校の専門課程を卒業した者(大学編入学を認められた3年制の看護系の学科を卒業した者に限る)

四 その他本学において上の一に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(リハビリテーション学専攻科理学療法学課程)

次の一から四の各号の一に該当する者。

一 短期大学の理学療法学関係学科(3年制)を卒業した者

二 外国において、学校教育における15年の課程(最終の課程が理学療法学に関するものに限る)を修了した者

三 専修学校の専門課程を卒業した者(大学編入学を認められた3年制の理学療法学系の学科を卒業した者に限る)

四 その他本学において上の一に規定する者と同等以上の学力があると認められた者。

(リハビリテーション学専攻科作業療法学課程)

次の一から四の各号の一に該当する者。

一 短期大学の作業療法学関係学科(3年制)を卒業した者

二 外国において、学校教育における15年の課程(最終の課程が作業療法学に関するものに限る)を修了した者

三 専修学校の専門課程を卒業した者(大学編入学を認められた3年制の作業療法学系の学科を卒業した者に限る)

四 その他本学において上の一に規定する者と同等以上の学力があると認められた者。

(リハビリテーション学専攻科言語聴覚学課程)

次の一から四の各号の一に該当する者で、五の科目を既修の者。

一 短期大学(3年制)を卒業した者

二 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者

三 専修学校の専門課程を卒業した者(大学編入学を認められた3年制の学科を卒業した者に限る)

四 その他本学において上の一に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

五 次の科目を既修した者

	科目	備考
1	人文科学	統計学を含む計12単位
2	社会科学	
3	自然科学	
4	外国語	

5	保健体育	
6	基礎医学	医学総論、解剖学・生理学及び病理学を含む計 3 単位
7	臨床医学	内科学・精神医学、臨床神経学を含む計 2 単位
8	臨床歯科医学	口腔外科学を含む計1単位
9	臨床心理学	2単位
10	言語学	2単位
11	音声学	2単位
12	言語発達学	1単位
13	音響学	聴覚心理学を含む計2単位
14	社会福祉・教育	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む計2単位

第46条 専攻科において開設する授業科目及びその単位数並びに修了に必要な単位数は、別表第2の通りとする。

(修了)

第47条 専攻科に1年以上在籍し、修了に必要な所定の履修単位以上を修得した者については、大学協議会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(納入金)

第48条 入学検定料、入学料及び授業料等の納入金は、別に定める。

(準用規定)

第49条 本章で定めるもののほか、本学則第2条、第6条から第8条まで、第10条の3から第19条まで、第21条から第29条まで、第31条から第34条まで、第37条、第40条から第42条まで、第50条及び第51条に定める規定を準用する。

## 第14章 付属施設

第50条 削除

(図書館)

第51条 本学に図書館を置く。

2 図書館についての規程は別に定める。

## 第15章 研究生及び聴講生

(研究生)

第52条 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者が、既修の事項についてさらに深い研究を志願するときは、当該授業・研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として受講を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第53条 本学所定のコースのうち、1科目又は数科目について聴講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障のない限りにおいて、選考の上聴講生として受講を許可することがある。

2 聴講生に関しての規程は、別に定める。

## 第16章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第54条 本学所定の専攻のうち、1科目又は数科目について履修を願い出た者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することがある。

第55条 科目等履修生で、履修科目について試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第56条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)の学生があるときは、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、支障のない場合に限り所定の手続きを経て特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の手続き及びその他の特別聴講生についての規程は、別に定める。

第57条 特別聴講学生の入学期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情のある者はこの限りでない。

第58条 特別聴講学生で、履修科目について試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第58条の2 特に定められた場合を除き、規定等は特別聴講学生にも適用され、その他の取扱いも学生に準ずる。

## 第17章 委託生

(委託生)

第59条 公共機関その他から委託生として受講の申し出があるときは、研究生、聴講生又は科目等履修生として、受講を許可することがある。

## 第18章 公開講座

(公開講座)

第60条 学校教育法の定めるところに従い、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学において公開講座を開講することがある。

2 公開講座の実施方法は、その都度定める。

附則 省略